ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書

地方創生の実現を図るためには、「地方への人の流れをつくる」ことが重要であり、地方にいても大都市と同様に働き、学び、安心して暮らせる環境を確保する大きな可能性を持つICT(情報通信技術)の利活用が不可欠である。また、ICT環境の充実によって、地域産業の生産性向上やイノベーションの創出による地域の活性化を図ることも可能になる。

そこで、企業や雇用の地方への流れを促進し地方創生を実現するため、どこにいてもいつもと同じ仕事ができる「ふるさとテレワーク」を一層促進し、観光など地方への訪問者増加につなげることができる高速情報通信回線網の充実、なかでもWi-Fi環境の整備が必要になる。よって下記の事項について要望する。

記

- 1 ICT環境の充実には、Wi-Fi環境の整備が不可欠であることから、活用可能な補助金や交付金を拡充し、公衆無線LAN環境の整備促進を図ること。
- 2 平成27年度からスタートしたテレワーク関連の税制優遇措置の周知徹底を図る とともに、制度を一層充実させ、拠点整備や雇用促進につながる施策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日

泉大津市議会

送付先:内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣